



佐賀県公報

平成19年
12月26日
(水曜日) 外
号

田 次

人事委員会事項

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(規則・三四) 一

○ 人事委員会事項

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第三十四号

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第一条 給料の調整額に関する規則（昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十

二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の市町立中学校及び市町立小学校の項中「第七十五条」を「第八

十一条」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に、「第七十三条の二十一第一

項」を「第一百四十条」に、「心身の故障」を「障害」に改める。

（佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第二条 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年

佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十七の1大学卒の四大学6卒の項の(1)中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改める。

（佐賀県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正）

第三条 佐賀県職員の自己啓発等休業に関する規則（平成十九年佐賀県人事委

員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。
 第二条中「第六十二条」を「第九十七条」に、「第六十八条の二第四項第二号」を「第一百四条第四項第二号」に改める。
)の規則は、公布の日から施行する。
 附 則

申購
込読料

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十二月二十六日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 発 行 定 日
所 毎週月曜日
株 古川総合印刷
金 水曜日
印 刷 日